****令和６年4月1日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府制度融資

**新型コロナウイルス感染症等関連融資のご案内**

**新型コロナウイルス感染症等（新型コロナウイルス感染症、原油価格・物価高騰、令和６年能登半島地震等）により経営に影響を受けている府内中小企業者の皆さまを支援する融資制度を実施しています。**

**※ご利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。**

|  |
| --- |
| 以下、制度比較を参考に詳細をご確認ください。 |
| **メニュー** | **融資限度額** | **金利** | **保証枠** | **保証料補助** | **保証料** | **融資期間** |
| ① | １億円 | １．２％(固定) | ・SN保証枠・一般枠・災害関係特例枠 | **あり** | 実質０．２％又は 協会所定 | １０年以内(据置５年以内) |
| ② | ２億円(うち無担保８，０００万円) | ・一般枠（別枠） | **あり** | 実質０．２％ | １５年以内(据置５年以内) |

|  |
| --- |
| **①　新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金****※国の保証制度にあわせ、令和6年6月30日受付分までで取り扱いを終了予定** |
| **融資****対象者** | 府内で事業を営んでおり、経営行動計画書を作成し、金融機関の継続的な伴走支援を受けることができる方で、下記（１）～（４）のいずれかに該当するもの | 市町村長の認定書 | 売上減少要件確認書等 |
| SN保証枠 | （１）セーフティネット保証４号認定を取得した方 | **必要** | 不要 |
| （２）セーフティネット保証５号認定を取得した方 | **必要** | 不要 |
| 一般枠 | （３）(イ)または(ロ)に該当する方 | 不要 | **必要**（売上高減少要件確認書） |
| イ | 最近１カ月間の売上高が前年同月の売上高と比較して５％以上減少しているもの |
| ロ | a最近１カ月の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して５％以上減少 | 不要 | **必要**（売上高総利益率減少要件確認書） |
| b最近１カ月の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して５％以上減少 |
| c直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して５％以上減少 |
| d最近１カ月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して５％以上減少 | 不要 | **必要**（売上高営業利益率減少要件確認書） |
| e最近１カ月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して５％以上減少 |
| f直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して５％以上減少 |
|  | 災害関係特例枠 | （４）令和６年能登半島地震による激甚災害に係る罹災証明書の交付を受けた方 | 不要(注) | 不要 |
| **金利** | 年１．２％（固定） |  **融資期間** | １０年以内（据置５年以内）（保証期間が１年以内の場合は一括返済可） |
| **資金使途** | 運転資金・設備資金※融資対象(1)のうち、新型コロナウイルス感染症によりSN４号認定を取得した方は、借換資金に限ります。 | **融資限度額** | １億円  |
| **保証料** | 融資対象者（１）(２)（４） | 年０．２％(実質)※本来の保証料は年０．８５%(経営者保証免除対応を受ける場合は年１．０５%)ですが、国からの保証料の一部補助により利用者負担は年０．２%となります。 |
| 融資対象者（３） | 保証協会所定※信用保証料率区分ごとに国から保証料の一部補助があります。（経営者保証免除対応を受ける場合は年０．２％上乗せ） |
| **融資に関する相談・申込先** | 取扱金融機関一覧(裏面)をご参照ください |
| (注)市町村長の発行するセーフティネット認定書に代えて、罹災証明書が必要になります。 |
| **②　新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金** |
| **融資対象者** | 府内で事業を営んでいる中小企業者で経営サポート会議（※）等の検討により作成された事業再生計画に基づき事業再生に取り組む中小企業者（※）金融機関と信用保証協会が一体となり、情報共有や事業再生計画への合意形成に向けた意見交換等を行うサポート体制（個別会議）のことです。 |
| **金利** | 年１．２％（固定） | **融資期間** | １５年以内（据置５年以内）（保証期間が１年以内の場合は一括返済可） |
| **資金使途** | 運転資金・設備資金 | **融資限度額** | 2億円（組合４億円）ただし無担保は原則8,000万円※一般保証枠とは別枠 |
| **保証料** | 年０．２％(実質)※本来の保証料は年０．８５%(経営者保証免除対応を受ける場合は年１．０５%)ですが、国からの保証料の一部補助により利用者負担は年０．２%となります。 |
| **融資に関する****相談・申込先** | 取扱金融機関一覧をご参照ください（下線が引かれている金融機関は除く） |

|  |
| --- |
| **取扱い金融機関一覧** |
| **融資に関する****相談・申込先** | 【都市銀行】みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行【信託銀行】三井住友信託銀行【地方銀行】愛知銀行、阿波銀行、池田泉州銀行、伊予銀行、愛媛銀行、香川銀行、関西みらい銀行、紀陽銀行京都銀行、高知銀行、滋賀銀行、四国銀行、静岡銀行、三十三銀行、但馬銀行、徳島大正銀行トマト銀行、富山第一銀行、名古屋銀行、南都銀行、百十四銀行、福井銀行、福邦銀行、北陸銀行北國銀行、みなと銀行【信用金庫】尼崎信用金庫、永和信用金庫、大阪信用金庫、大阪厚生信用金庫、大阪シティ信用金庫大阪商工信用金庫、北おおさか信用金庫、きのくに信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫播州信用金庫、枚方信用金庫【信用組合】大阪協栄信用組合、大阪貯蓄信用組合、近畿産業信用組合、成協信用組合、大同信用組合中央信用組合、のぞみ信用組合、ミレ信用組合【政府系等】商工組合中央金庫、ＳＢＪ銀行 |

|  |
| --- |
| セーフティネット保証に係る認定について |
| 新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金をご利用いただくにあたり、①の(3)及び(4)を除き、市町村長の認定書が必要です。 |
| ①セーフティネット４号認定（法第２条第５項第４号） | 最近1カ月の売上高等が前年同期比で２０％以上減少し、かつ、その後２カ月を含む３カ月間の売上高等が前年同期比で２０％以上減少することが見込まれる方 |
| ② セーフティネット５号認定（法第２条第５項第５号） | 国が指定する業種に属する事業を営んでおり、最近３カ月の売上高等が前年同期の売上高等に比して５％以上減少している方 |
| 国が指定する業種に属する事業を営んでおり、製品等原価のうち２０％以上を占める原油又は石油製品の仕入れ価格が２０％以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方 |

＊ 業歴が１年１カ月未満でも、３カ月以上継続して事業を営んでいる場合、一定の要件を満たせば対象となります。

**大阪府 商工労働部 中小企業支援室 金融課（TEL 06-6210-9508）**

**新型コロナウイルス感染症**

**経営改善サポート資金**